

## 社会福祉法人すこやか福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すこやか福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（当法人を主たる勤務場所とし、法人の職務に専念し、基本的に法人の正規職員と勤務時間を同じくする者）については、報酬及び退職手当を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第7に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定第14条の規定に準ずる額

2 本条第1項(2)の規定にかかわらず、退職金規程により退職金が支給される常勤役員等には、本規定による退職手当は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2・4・5・6に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、金融機関の前営業日に支給するものとする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金にて支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

4 月の途中での就任の場合の報酬は、翌月より支給し、月の途中での退任の場合は、退任の月まで支給する。

5 常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する（平成29年6月16日評議員会議決）。

役員等の報酬額

別表 1 : 常勤理事の報酬表

(単位 : 円)

在任年数	月額報酬		
	理事	常務理事	理事長
3 年未満	500,000	650,000	700,000
3 年以上 6 年未満	510,000	670,000	730,000
6 年以上 9 年未満	520,000	690,000	760,000
9 年以上 12 年未満	530,000	710,000	790,000
12 年以上	540,000	730,000	820,000

別表 2 : 非常勤理事長報酬

(単位 : 円)

勤務日数	月額報酬
週 2 ~ 3 日勤務	350,000

別表 3 : 職員兼務理事報酬

月額 50,000 円とする。

別表 4 : 非常勤理事報酬

(単位 : 円)

業務内容	1 日	半日
理事会等への出席	20,000	10,000
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000	10,000

※ 1 カ月 10 万円を限度とする。

別表 5 : 監事報酬

(単位 : 円)

業務内容	1 日	半日
監事監査・理事会等への出席	20,000	10,000
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000	10,000

※ 1 カ月 20 万円を限度とする。

別表 6 : 評議員報酬

(単位円)

業務内容	1 日	半日
評議会等への出席	20,000	10,000
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000	10,000

別表 7 : 役員等の退職金算定式

$$\boxed{\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times 0.6}$$

※ 1 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。なお、対象期間は平成 29 年 6 月 16 日以降とする。

※ 2 退職金上限額は、500 万円とする。